

宮城県公報

行 城 県
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村課) 一
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (住宅課) 一

規 則

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十九号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年宮城県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三十三項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百四十号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二十一年宮城県規則第六十八号)の一部を

次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 省令第二条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、法第六条第一項各号に掲げる基準に適合することを証するに足りる書類として知事が認めるものとする。

第二条第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(容積率の特例の許可の申請)

第八条 省令第十八条第一項の図書又は書面は、次の各号に掲げる図書又は書面とする。

一 付近見取図

二 配置図

三 各階平面図

四 住宅及び敷地の求積図

五 立面図

六 断面図

七 その他知事が必要と認めるもの

2 省令第十八条第一項の図書又は書面は、日本産業規格A列四番の大きさに折り畳まなければならない。

様式第一号中「氏名又は名称」

「氏名又は名称」

同様式中注意1を削り、注意2を注意とする。

様式第二号中「氏名又は名称」

「氏名又は名称」

同様式中注意1を削り、注意2を注意とする。

様式第三号中「氏名又は名称」

「氏名又は名称」

に改め、同様式中注意1を削り、注意2を注意1とし、注意3を注意2とする。

様式第四号中「氏名又は名称」

「氏名又は名称」

に改め、同様式中注意1を削り、注意2を注意とする。

様式第五号中「氏名又は名称」

「氏名又は名称」

に改め、同様式中注意1を削り、注意2を注意1とし、注意3を注意2とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年二月二十日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。